

副業制度をどうしますか？

◆骨太方針にも明記された副業・兼業の促進

政府がまとめた「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（骨太方針）にも、副業・兼業の促進に関して、労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直しについて明記されています。副業・兼業が珍しいものでなくなる時代が、すぐそこまで来ているようです。

いくつかの調査結果から、企業側・従業員側の現状・意向が垣間見られます。

◆従業員側の現状・意向

2019 年度の新入社員は、会社に副業制度があった場合、64.0%が利用したいまたはどちらかといえば利用したいと考えているようです（産業能率大学総合研究所「2019 年度新入社員の会社生活調査」）。

また、有職者の 58.1%が、副業をしている・したいとの調査結果もあります（インテージリサーチ「副業に関する意識調査」）。なお、この調査はアンケートモニターやネットオークション等のどちらかという軽い副業も含まれているようです。

具体的に副業や副収入を得ることを意識した活動を実際に行っている人が約 19%、今後してみたいと思っている人が約 40%ですので、まだそれほど実際に副業をしている人は少ないようです。

◆企業側の現状・意向

一方、副業制度の導入状況は、約 8 割の企業が未導入だとしています。制度のある企業でも利用率が 50%以下となっている企業が 9 割を占めるようです（産業能率大学「2019 年中小企業の経営施策」）。現状では、人材不足で本業で手一杯というところでしょうか。

また、別の調査（パーソル総合研究所「副業実態・意識調査結果（企業編）」）では、副業を認めている企業（条件付きを含む）も、全面禁止としている企業もそれぞれ 50%となっています。副業を許可している企業でも、ここ 3 年以内に許可を開始した企業が 52%となっており、副業許可の動きが増加傾向にあることがわかります。

さらに、副業を全面許可した企業では、条件付きでの許可よりも会社へのロイヤリティ、本業のパフォーマンスが高まることがわかり、メリットは大きいとしています。

そうしたメリットは、会社による副業時間の把握、副業のやり方等についてのアドバイス、社内ツールを使用した全社への共有を行うことで効果が高まるという結果が出ており、従業員任せではなく、企業が積極的に対策を行い、副業をバックアップすることが重要なようです。

8 月の税務と労務の手続期限

[提出先・納付先]

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出 <前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出 <前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

31 日

- 個人事業税の納付<第 1 期分> [郵便局または銀行]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 2 期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合） <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

※提出・納付期限が、土曜・日曜・祭日と重なる場合は、翌日になります。

